

建設水道常任委員会

平成26年2月18日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎飯高 昭二	○辻 善次	中川 靖広
紀 良治	小野 隆雄	木澤 正男
木田 守彦		
中西 議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
総 務 部 長	乾 善亮	都市建設部長	藤川 岳志
建 設 課 長	川端 伸和	同 課 長 補 佐	猪川 恭弘
同 課 長 補 佐	岡村 智生	観光産業課長	清水 修一
同 課 長 補 佐	手塚 仁	都市整備課長	井上 貴至
同 課 長 補 佐	関口 修	同 課 長 補 佐	井戸西 豊
上下水道部長	谷口 裕司	上下水道課長補佐	上埜 幸弘
下 水 道 課 長	上田 俊雄		

3. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	大塚 美季
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 辻委員、中川委員

委員長

皆さん、おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまより建設水道常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町長

皆さん、おはようございます。

建設水道常任委員の皆さま方には、早朝から出席をしていただきありがとうございます。

特に、継続審査の関係につきまして、いかるがパークウェイにつきましては平成15年度から事業に取り組んでまいりました岩瀬橋までの稲葉車瀬区間は、議員皆さまをはじめ住民の皆さまのご支援、ご協力によりまして、このたび供用を開始する運びとなり、3月29日土曜日に開通記念現地見学会を開催することといたしております。当日は、フリーマーケットや竜田揚げの販売、また体験イベントなど供用前の道路上でのイベントを計画しております。

また、都市計画道路法隆寺線ではありますが、残っておりました1件の用地買収について交渉がまとまり、3月定例会に契約に必要な補正予算を上程させていただきたいと思っております。

また、中宮寺交差点において、県事業として買収交渉を重ねておりました住宅等について、先週に契約をまとめました。今後、ご本人により建物の取り壊しを行っていただくこととなっております。

また、斑鳩町歴史的風致維持向上計画が2月14日金曜日に国の指定を受けることができました。奈良県では初めてで、全国では44番目の認定でありまして、今後、この計画に基づき斑鳩町が持つ歴史的資源を積極的に活用した魅力ある歴史まちづくり観光まちづくりを推進してまいりたいと思っております。

また先週金曜日には、皆さま方にも大変ご心配をかけました大雪警報による大雪により本町でも大変な積雪となり、ごみ収集も中止し、翌土曜日に収集いたしました。また、白石畑への道路は約30センチの積雪となり、通行が不可能となったため、土曜日早朝から建設業協会から重機と約30人の人員の協力を得て除雪作業を行い、土曜日午後には通行できるようになりました。最近の異常気象は、冬の季節にも影響があったことから一年中をとおして注意を払ってまいりたいと考えております。

あとはまた、各課報告事項については、担当から詳しく説明させますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、辻委員、中川委員のお二人を指名いたします。お二人には、よろしくお願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりであります。

初めに、1. 継続審査、(1) 都市基盤整備事業に関するることについて、①公共下水道事業に関するることについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 上田下水道課長。

下水道課長

それでは、公共下水道事業に関するることについてご報告させていただきます。

資料1の1枚目をご覧ください。

最初に、平成25年度の下水道工事進捗状況でございます。

まず、町の主要な幹線管渠の工事では、平成23年度から平成25年度までの3か年継続事業として取り組んでおります岡本汚水幹線2工区工事、図中赤色路線では、シールド工事及び推進工事による管渠築造が完了し、道路の舗装復旧、後片付け等の付帯工事にとりかかっております。

次に、平成24年度から平成25年度までの2か年継続事業として取

り組んでおります目安汚水幹線 2 工区工事、図中水色路線では、推進工事による管渠築造工事が完了し、マンホールの設置及び道路の舗装復旧工事にとりかかっております。いずれの工事も 3 月中旬の完成に向けて工事を進めているところでございます。

次に、面整備工事でございます。

6 月議会定例会におきまして工事請負契約の議決をいただき進めております稲葉西 1 丁目・2 丁目地内の 5 工区－1 工事、図中黄色路線では、現在、西側工区で、残る 1 区間の推進工事を進めており、マンホールの設置と舗装の復旧工事を残すのみとなっているところでございます。

また、興留 6 丁目地内の 1 9 工区－7 工事、図中深緑色路線では、残り約 3 0 m の管渠埋設工事を現在進めており、その後、道路の舗装復旧工事を進めてまいります。

次に、神南 5 丁目地内の 4 工区－3 工事、図中茶色路線、法隆寺西 3 丁目地内の 2 5 工区－4 工事、図中緑色路線、及び 2 5 工区－3 工事、図中オレンジ色路線では、下水道本管工事が完了し、各宅地への取付管や道路の舗装復旧工事及び後片付けを進めており、3 月中旬の完成予定でございます。

なお、その他 4 路線につきましては工事が完了しており、龍田 4 丁目地内 8 工区－2 工事、図中うす紫色路線では 1 2 月 1 0 日に供用開始いたしており、神南 5 丁目地内 4 工区－2 工事、図中ピンク色路線、及び阿波 2 丁目地内 1 6 工区－4 工事、図中黄緑色路線につきましては 2 月 7 日に供用を開始しております。

また、龍田 1 丁目地内 6 工区－2 工事、図中青色路線では、現在、供用開始の事務を進めておりまして、3 月初旬に供用開始を予定いたしております。

続きまして、公共下水道接続申請状況でございます。資料の 2 枚目をご覧ください。

平成 2 6 年 1 月末の状況でございます。平成 2 5 年度に入り、公共下水道への接続申請を 1 6 8 件いただき、申請総数が 2, 8 8 3 件、利用世帯数は 3, 2 7 2 世帯となっております。

接続率につきましては、前回の委員会で報告いたしました11月末の接続率より0.4%ふえ、接続率は66.6%となっております。

なお、融資あっせん利用総数及び浄化槽雨水貯留施設への転用申請総数につきましては、前回の委員会で報告いたしました総数から変わりなく、融資あっせん利用総数は42件、浄化槽雨水貯留施設への転用申請総数は38件でございます。

続きまして、資料の3枚目をご覧ください。

平成25年度末見込みの供用開始区域図でございます。青色破線で囲っております予定処理区域290ヘクタールのうち、水色で着色しております区域191ヘクタールが、現在、下水道が使える供用区域でございます。

また、予定処理区域につきましては、現在、黄色で着色しております区域を編入する作業を進めております。

そのうち、国道25号線の龍田大橋交差点から上新電機前までの区間で国において進められる歩道設置工事にあわせて下水道工事ができるように予定処理区域に編入するものでございます。

また、その他の箇所につきましては、予定処理区域外において、下水道法24条に基づき開発行為の事業者により下水道管が埋設され町へ移管を受けました箇所であり、今回の編入にあわせて予定処理区域に編入するものでございます。

合計4ヘクタールの編入について、現在、上位計画である大和川上流流域下水道計画との整合及び事務手続きなどの作業を進めているところでございます。

続きまして、平成26年度に予定いたしております整備箇所について説明させていただきます。資料の4枚目をお願いいたします。

平成26年度には、赤色で着色しております路線の面整備工事を計画いたしております。まず、神南5丁目地内、龍田1丁目地内につきましては、平成25年度に引き続き整備を予定いたしておりますところでございます。

次に、新たに着手する路線といたしまして、町内に残る集中浄化槽を

利用されている区域といたしまして、稲葉西1丁目地内、興留8丁目地内及び高安西1丁目地内の整備を計画いたしております。

また、集合住宅があります龍田西2丁目地内及び阿波3丁目地内の整備を予定いたしているところでございます。

平成26年度には、整備予定面積約8ヘクタール、整備管渠延長約3km、整備戸数約300件を見込んでいるところでございます。

今後も、公共下水道の整備区域の拡大及び利用促進に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上で、公共下水道事業に関することについてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 中川委員。

中川委員 新しく4ヘクタール認可区域に編入するという事なんですが、竜田大橋から南向いては、歩道ができあがってからまた掘りかえして入れるというのは無駄やからそれでいいと思うねんけどね。あと、開発業者が入れているところ、ほかも皆なんかこれ、あと3か所ほどあるの、理由あるのかな。全部開発業者が入れたところばかりかな。

下水道課長 ほか3か所については、全て開発事業者により埋設されたところでございます。

委員長 木澤委員。

木澤委員 来年度の予定箇所図も出していただいているんですけども、集中浄化槽のところを集中して整備していくということで、やっぱり長年使っておられるところは早くしてほしいという声がありましたのでね、その方針的にはありがたいと思うんですけども、この予定箇所について、地元にもいろいろお話をしたりとか、こういう工事をさせてもらいますという話、段取りというのはどういうふうに進めていただけるのでしょ

うか。

下水道課長 通常でございましたら、工事前に工事の説明等、供用開始、利用されるにあたっての説明会を開催いたしております。通常であれば、年度当初に、4月、5月、6月ぐらいに説明会をさせていただいて、その後工事に入り、利用していただくという手続きを踏んでおりますが、集中浄化槽の地区につきましては、やはり、自治会、運営されている組合ですね、への話が重要になってきますことから、今、役員さんのほうでも、この3か所につきましては順次協議させていただいて、自治会での役割、そして町の役割を協議いたしているところでございます。

いずれにいたしましても、4月、5月、6月で会員さんへの説明会は開催するというところで進めているところでございます。

委員長 ほかにございませんでしょうか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

本件については報告を受け、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に、②都市計画道路の整備促進に関することについて、理事者の報告を求めます。 井上都市整備課長。

都市整備課長 それでは、②の都市計画道路の整備促進に関することにつきましてご報告をさせていただきたいと思えます。

まず、いかるがパークウェイについてであります。初めに、工事の関係では、いかるがパークウェイ岩瀬橋の橋桁を架ける工事が1月の30日に完了したところであり、引き続き橋を完成させるための工事や周辺の整備が進められているというところであり。なお、工期の関係について、当初2月28日までの工期でありましたけれども、3月31

日までに工期の延長がなされたというふうに聞いております。

また、先ほど町長も冒頭の挨拶の中で申されましたように、3月の29日、土曜日には、稲葉車瀬区間の開通記念行事として現地見学会の開催を予定しておりまして、現在、その実施内容等、詳細について奈良国道事務所と調整を図りながら準備を進めているところであります。

続きまして、岩瀬橋の西側におきまして、紅葉ヶ丘自治会を中心としたしました付近において用地交渉が進められているところであり、契約の締結いただいたところから順次建物の取り壊し等も進められているという状況となっております。

次に、要望活動に関してでございますけれども、昨年12月の19日に町長が自民党政調会長の高市衆議院議員を訪問いたしまして、来年度の予算確保についての要望を行っていただいたところでございます。

続きまして、法隆寺線整備事業であります。国道25号取付部分において残っております1件の関係につきまして、1月の16日には地権者にもお越しいただきまして国道明示等土地の境界の立会いを行ったところであり、事業用地の面積を確定する作業を進めているというところでございます。また、引き続き協議を行ってまいりまして、交渉も進展してきており、契約が締結できる見込みとなりましたことから、3月の定例会に補正予算を上程させていただきますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

以上で、②の都市計画道路の整備促進に関することについての説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 小野委員。

小野委員 先ほど課長から工期延長の話されたんですが、わずかな期間の工期延長だと思うんですが、何かその工期延長しなくてはいけないような突発的なことがあったのか、また、設計変更がされたのか。その点、わかっただら、わかる範囲でお願いします。

都市整備課長 私ども聞いておりますのが、一部追加工事が発生しているということで、その影響ということでございまして、工期のほうの延長がされたというふうに把握しております。

委員長 ほかにございませんか。 木澤委員。

木澤委員 こうして整備が西のほうで進んできて、それでまた法隆寺線もいよいよ開通をしていこうというような段階になってきてですね、稲葉西の地域の方から、ここが開通していくと交通量がふえてくるんじゃないかということで、安全対策等の心配をされているんですけども、実際にここが通って使えるようになるとしたら、交通量というのはどういうふうに変化をするというふうに見ておられるのか、そのへんについてお尋ねしたいと思うんですけども。

都市整備課長 今ご指摘いただいておりますように、法隆寺線が国道25号に接続され、供用された場合に、三室、紅葉ヶ丘のほうですね、そういったところへの交通量がどれぐらいになるのかと、変化なるのかというご質問ですけども、交通量の数値については、一応、お示しする数値というのが現在ございません。パークウェイのほうにつきましても、奈良国道のほうで部分的な供用をしたところについて交通量がどれぐらいになるかという数値はつかんでいないということを確認いたしております。

今後ですね、法隆寺線がですね、国道25号と接続された際にですね、奈良国道において交通量の実態調査をしていくということも聞いておりますので、そのときに一定の地域の交通量というのもある程度把握できていくのではないかというふうに考えております。

木澤委員 部分的なところではつかんでいないということで、以前にですね、小吉田のモデル区間が開通したときも、交差点のところ非常に事故がふえたりして、そういう関係からも住民の皆さん不安をお持ちだと思いますのでね、これから開通した実態をその後調査されるということでの

で、そうした数値と合わせて、安全対策については地元自治会とよく相談して、要望があったらよく取り入れていていただきますようお願いしておきます。

委員長 ほかにございませんでしょうか。

(な し)

委員長 本件については、一定の審査を行ったということで終わっておきます。
次に、③ J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、理事者の報告を求めます。 井上都市整備課長。

都市整備 それでは、③の J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することについて報告
課長 させていただきます。

駅北口からの南北の町道 3 1 2 号線、5号線と呼んでいるものがございますけど、その整備の関係について、路線東側で残っていた1件のところについて、前回の委員会でも報告をさせていただいておりましたように、暫定的にこの部分を整備する工事を行っておるということを申しあげておりましたけれども、昨年12月20日にこの暫定の整備工事も完了しているということでございます。

その他、特に報告する事項はございませんので、以上で J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することについての報告とさせていただきます。

以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

ございませんでしょうか。

(な し)

委員長 ないようですので、本件についても、一定の審査を行ったということ

で終わっておきます。

以上、継続審査を終わらせていただきます。

次に、2. 各課報告事項についてを議題といたします。

まず初めに、(1) 斑鳩町まちなか観光景観形成事業補助金交付要綱について、理事者の報告を求めます。 清水観光産業課長。

観光産業
課長

それでは、各課報告事項1番目、斑鳩町まちなか観光景観形成事業補助金交付要綱案についてご説明させていただきます。

説明をさせていただく前に、斑鳩町歴史的風致維持向上計画につきましてご報告がございます。

冒頭の町長の挨拶でもありましたが、去る2月14日に、国土交通省におきまして、岐阜県郡上市、名古屋市と共に、町長が本計画の認定式に出席いたしました。なお、認定につきましては全国で44番目、奈良県では初の認定自治体でございます。

さらに、2月12日には国からの認定に伴う報道発表、そして、昨日2月17日には町によります記者発表を行いまして、広く周知を行ったところでございます。

これにより、県内外から大きな注目を浴び、世界文化遺産を有するまちの自覚を再認識し、歴史と文化が色濃く残る斑鳩の里の特色のある歴史まちづくり・観光まちづくりにつなげてまいりたいと考えております。

それでは、要綱案の説明をさせていただきます。

まず、11月の当委員会におきまして、要綱案の骨子について説明させていただき、委員皆さまからご意見を賜りましたが、その後、斑鳩町歴史的風致維持向上計画策定に伴いまして、国との協議を重ねていく中で、前回説明しました内容から変更点がございますので、説明させていただきます。

恐れ入りますが、資料2の1の22ページの要旨をご覧ください。22ページでございます。下から10行目の(3)補助対象(第3条関係)の①でございます。

前回の説明では、重点区域内における歴史的風致形成建造物と奈良県

近代和風建築総合調査報告書に記載されている建築物、そして特別用途地区内における建築制限緩和対象建築物の修景整備を行おうとする者としており、重点区域内における限定的な建物のみを対象としておりました。

しかし、今回は、①重点区域内における歴史的な町並みの景観形成を目的とし修景整備を行おうとする者としております。

変更した理由としまして、斑鳩町歴史的風致維持向上計画に位置付けしている重点区域の考え方について、国との協議を重ねていく中で、重点区域内における歴史的な町並みの景観形成に寄与する全ての建築物等を対象とすることで、今日まで受け継がれてきた歴史的な町並みを維持及び向上させることができ、さらに、町としましても、積極的に支援することで本町固有の魅力ある歴史まちづくりにつながるものと考えているためでございます。

次に、その下の（４）補助対象事業及び補助金の交付額（第４条関係）の①補助対象となる修景事業の内容、補助金及び限度額でございます。前へ戻っていただきまして、７ページの、Ａ３ですねんけども、別表第１をご覧ください。

一番上の段の左から２番目の補助対象経費でございます。

その下の※印をお願いいたします。

ただし、新築については、特別用途地区内における建築制限緩和対象建築物に限るとしております。

また、恐れ入りますが資料２－２の２ページにあります、資料２でございます。こちらの別の紙でございます。２ページの（仮称）法隆寺周辺地区特別用途地区において立地可能とする建築物の用途（案）の一番左側の区分①から⑧においてのみ、支援をしてみたいと考えております。

また、恐れ入りますが７ページの別表に戻っていただきまして、７ページの別表でございます。一番右にあります補助金限度額でございます。

前回の説明では、建築物等修景費につきまして、歴史的風致形成建造物、その他の建築物共に１棟につき１回限りの修景整備を行った場合と

しておりましたが、左から3つ目の枠にあります項目で、一番上から位置、高さ、デザイン、屋根、外壁、出入口、建築設備までの、この1から8の全ての事項を同時に修景整備を行うことで歴史的な町並みの全体的な空間を乱さないと考え、一体的という条件を加えさせていただきました。

それでは、22ページの要旨に戻っていただいて、全体説明をさせていただきます。

1. 主な制定内容でございます。(1) 目的(第1条関係)でございます。

本要綱の目的を規定しております。法隆寺をはじめとする世界文化遺産が存する本町の魅力ある歴史的な町並みの維持を図りながら、観光まちづくりを推進するために、それらを目的とする修景施設の新築、増築、改築、改修、移設等を行う者に対して、斑鳩町まちなか観光景観形成事業補助金を交付することとしております。

続きまして、(2) 用語の定義(第2条関係)でございます。

まず、①の重点区域でございますが、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第5条第1項に基づき作成し、同条第8項に基づく主務大臣の認定を受けた斑鳩町歴史的風致維持向上計画に記載されている重点区域をいいます。恐れ入りますが、またもう一度、この資料2-2の1ページの位置図をご覧ください。まず、赤色で囲っている範囲でございます。

②の特別用途地区でございますが、都市計画法第8条第1項第2号に規定する特別用途地区をいいます。位置図の青色で囲っている範囲でございます。

③の歴史的風致形成建造物でございますが、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第5条第2項第6号の計画期間内に限り、町長が同法第12条に基づき指定する建造物をいいます。位置図のオレンジ色で印している箇所でございます。

また、恐れ入りますが22ページの要旨に戻っていただきまして、④の修景でございますが、建築物及びそれに付属する外構を歴史的な町並

みに調和する新築、増築、改築、改修、移設等をする行為をいいます。

続きまして、（３）補助対象者（第３条関係）要件でございます。

まず、１つ目の要件でございますが、①重点区域内における歴史的な町並みの景観形成を目的とし修景整備を行おうとする者。２つ目の要件で②町税に滞納がない者。３つ目の要件で③この要綱による補助金の交付を受けようとする修景事業に関して国、県、町の他の制度による補助金を受けていない者でございます。

これらの３つの要件を満たす者に対しまして補助金を交付いたします。

続きまして、（４）補助対象事業及び補助金の交付額（第４条関係）でございます。

また７ページの別表に戻っていただきまして、一番上の段の左から、補助対象区分、次に補助対象経費、次に項目、次の修景基準につきましては、この補助事業であります街なみ環境整備事業の補助内容と整合をとった内容としております。

次に、補助率でございますが、補助対象経費の３分の２以内とします。補助交付額の内訳は、国が３分の１、町が３分の１であります。

次に、補助金限度額でございますが、建築物等修景費につきましては、歴史的風致形成建造物は１，０００万円、その他の建築物は３００万円としまして、共に１棟につき１回限りかつ一体的な修景整備を行った場合に補助金を交付いたします。

そして、外構修景費につきましては、歴史的風致形成建造物は３００万円、その他の外構施設は７０万円とし、塀、門、生垣、植栽のそれぞれの項目ごとの交付とします。

恐れ入りますが、また２３ページに戻っていただきまして、（５）補助金の交付申請（第５条関係）から（１２）補助金の請求及び交付（第１２条関係）でございます。

ここでは、補助金の交付申請、交付決定、完了検査、請求等の手続き関係について定めております。

続きまして、（１３）補助金の交付決定の取消し（第１３条関係）で

ございます。

1つ目として、①補助金を他の用途に使用したときであります。2つ目として、②補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときであります。3つ目として、③不正の手段により補助金の交付の決定を受けたときであります。4つ目の条件としまして、④前各号に定めるもののほか、この要綱の規定に違反したときであります。

以上のように、補助事業者がいずれかの区分に該当するときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができるよう定めております。

続きまして、(14) 補助金の返還(第14条関係)でございます。

ここでは、補助金の返還に伴う手続き関係を規定しております。

なお、前回の委員会におきまして、補助金の交付に伴います罰則規定等の検討についてご意見がございましたが、(13) 補助金の交付決定の取消し(第13条関係)、(14) 補助金の返還(第14条関係)に定めております。

続きまして、(15) 立入検査(第15条関係)でございます。

ここでは、立入検査の関係について規定しております。

続きまして、(16) 現状変更の制限等(第16条関係)でございます。

1つ目として、①補助対象事業者は、補助対象となった修景施設において、補助事業が完了した後、10年間、補助対象となった修景施設の外観を変えるような現状変更行為をしてはならないこととあります。2つ目として、補助事業者は、補助対象となった修景施設の保守及び保全に努めることとあります。3つ目として、補助事業者は、補助対象となった修景施設を第三者に賃貸し、又は譲渡した場合は、前区分の規定を当該第三者に継承させなければならないこととあります。

続きまして、(17) その他(第17条関係)でございます。

この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めるとしております。

最後に、施行期日であります。この要綱は、平成26年4月1日から

施行をしてまいりたいと考えております。

以上で、各課報告事項1番目、斑鳩町まちなか観光景観形成事業補助金交付要綱（案）についての説明とさせていただきます。

以上でございます。どうかよろしく願います。

委員長 報告が終わりましたので、質疑等あればお受けをいたします。
中川委員。

中川委員 昨日の記者発表なんですが、今日の委員会に報告された後に記者発表されたほうがよかったのかなというような気持ちがあるんですが、なぜ昨日の午前中のタイミングで記者発表されたのか。何か特別な理由あるのかな。町長、どうでっしゃろ。

委員長 小城町長。

町長 この関係等については、今日こういう委員会があるということで承知はしておったんですけども、国の関係等については、もう国で一応内示もしていますから、報道関係していますから、奈良新聞は共同通信に配布されていますから、奈良新聞にはもう日曜日に載っていますので。できたら委員会後ということでありますけど、報道関係も早くやっぱりしてほしいという関係もございましてですね。特に法隆寺等、今、この世界遺産の20周年を終えて、これからまた聖徳太子が1400年の御遠忌が7年後、2021年にございますから、その関係等で今、法隆寺が発信をするということで、今、JR西日本も王寺駅あるいは法隆寺駅のところに上御堂さんの関係等の公開、また、管長が、60名ほど募集をかけた、iセンターで募集をかけた方々が、講演をするということもございますので。そういうことで、委員会をありながらこういう形になったということは非常に申し訳ないんですけども、我々としては、報道関係等についてできるだけ早くということで、させていただいたということでお許しをいただきたいと思います。

委員長 ほかにございませんでしょうか。 木澤委員。

木澤委員 この補助要綱のほうですけども、課長、説明の中で、国との協議の中で、もともと個々の建物が対象だったのをエリア的に、広くしたというふうに変更になったというふうにおっしゃったんですけども、そのところの話ですかね、もうちょっと詳しく聞かせてもらえませんか。

観光産業
課長 前回の、11月の当委員会のご指摘の中で、まず、歴まち重点区域内の歴史的風致形成建造物、3点ございました。この分と、近代和風建築総合調査報告書、奈良県の報告に載っている分で、斑鳩町で27か所ございます。その中の重点区域で法隆寺の三町、西里、東里の中で4件あったと思います。その分と特別用途の緩和地区、今度都市計画の中で緩和するという事の中の一部を、今のこの補助金を使っているということになっておりましたが、今先ほど申しましたように国との協議を重ねていく中で、やはりこの歴史的維持向上計画の奈良県初の認定ということの中で、やはりその考え方、重点区域を全て広くとったほうが、前でしたら拠点というか、点をやっておりましたが、やはり連続性を持たせていくべきではないかということの中、また町もそういう考えの中で広くやはり支援していくほうがいいんじゃないかというふうな考えの中で、今回変更ということで変えさせていただきました。

木澤委員 全体というんですかね、エリア的に景観を保全していこうという考え方は理解できます。そうすると、これまでだったら個々限定、その人が認識を持っていただけるようにということでしたけど、このエリア内の人全員にやっぱりそうした認識を持っていただいて、申請していただくのかどうかまた、その人によりますけども。その点についての今後の周知ですね。それと、国との協議でそういうふうにしたほうがいいよということで意見もいただいてそうされたんですけど、地元から特に何か意見があったとか、そういうわけではないんですか。

委員長 藤川都市建設部長。

都市建設
部長 今、委員おっしゃっていただいていますように、もちろんこの計画につきましては、地元の方々、推進協議会等も開催をしながらですね、一緒に協働で取り組んでおります。そういった中でですね、できるだけ町並みの連続性といいますか、というようなところもですね、配慮してやっていったほうがいいのじゃないかと、そういったご意見も当然あった中で、一応国との協議あるいは地元の皆さんとの協議の中で、こういう形で今回、書換えをしていくということで考えさせていただいております。

木澤委員 これまでにも、風致地区でその維持するためにお金がかかるという声もありましたので、今回、このエリアの中についてはそうした形で景観維持のために補助金が出るということがね、実現するというふうになりますけど、それ以外のエリアについてもまた、この計画とは別個になるんでしょうけども、風致地区の景観維持形成のために、何ていうんですかね、補助金的なものを検討できないかという声もありますので、その点につきましても、今後検討していただきたいなというふうに思いますが。

都市建設
部長 ただいまおっしゃっていただいています、斑鳩町にはですね、法隆寺地区以外のところでの風致地区等もございますが、今回、この助成制度を利用いたしましてですね、まちなか観光のための景観形成を図って、推進していきたいということでございまして、当面はやはりこの地域で、この歴まち計画の中でいっております重点区域、集中的にやっていくという区域に限定した形でですね、やっていくというのが一応町の考えでございまして、ご理解を賜りたいと思います。

木澤委員 別にあかんと言うてるわけじゃないんです。明日香のほうでしたらね、

国がやっぱり村全体を指定してそういう認定をされているということで、斑鳩町もせめて風致地区と指定されたところについてはやっぱり、国のほうとしてもそういう認定っていうんですかね、をしていただいて、きちっと景観が維持できるという方向に、今後、話としては検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

委員長 池田副町長。

副町長 今、明日香の話出されましたけど、明日香につきましては、明日香特別立法で特別保存区域と、村全体を特別法で規制しておられますので、全然斑鳩町とまたそこが違いますので、そこはご理解をいただきたいと思います。

委員長 ほかにございませんでしょうか。 小野委員。

小野委員 今回の同僚委員の質問の中で、先ほども11月に提出された資料と見比べていまして、今回、重点区域内の主な近代和風建築っていう4か所、これが削除されているということなんですがね。それは国からの指導でこれを削除したのかなと、そのように受け取っているんですが、それにはどういう意味が、もうちょっと具体的にしてもらいたいなど。

それとね、これが、前回にも提出されている25年3月の、結局、維持向上計画の概要版、それらの、これがね、このことによって、国からの指導とかそういう打合せで変更されたことによって、これがどのよう変わるのか、いやもうこれはこのまま変わらないんだということなのか。その点、2点教えていただけますか。

都市建設部長 まず、1点目の、具体的にですね、今、委員おっしゃっていただきました近代和風4件の削除については、国からどういう指導があったのかというご質問だと思いますが、特別にこれを削除してやりなさいといったことではございません。先ほどの答弁の中にもあるんですが、まず掘

点を集中的にこの助成をしながら景観の維持、向上を図っていこうという考えで進めてまいったところでございますけれども、当然のことながら、地域としてですね、その連続性であったり面的なまちの形成等もですね、やはり重要なこの景観形成の要素であろうかというふうな協議の中でですね、やはりこの限定版よりもですね、できるだけ広く対象を拡大しながら景観形成を図っていく必要があるのではないかと、こういった協議の中で今回書換えをさせていただいたために、この4件が特別にはここにあがらずにですね、全体の中に含んでしまったという状況になってございます。

その協議の中でございますので、特別に概要版としての内容に大きな変更があったということではございません。

以上でございます。

委員長 ほかにございませんでしょうか。 小野委員。

小野委員 これは偶然なのかどうか、私の認識不足なんですけど、その主な近代和風建築っていうのが奈良県近代和風建築総合調査報告書から抽出したように、11月のときは書かれておるんですがね、そのことは何か関係あるのですか。

都市建設 直接に関係あることではございません。

部長

委員長 よろしいでしょうか。ほかにございませんでしょうか。

(な し)

委員長 ないようですので、次に、(2)一般国道25号斑鳩町歩道設置事業について、理事者の報告を求めます。 井上都市整備課長。

都市整備 それでは、(2)の一般国道25号斑鳩町歩道整備設置事業について

課長

ご説明をさせていただきます。

まず、龍田大橋前後の歩道設置事業につきましては、奈良国道事務所において継続的に用地交渉が進められておりまして、ご理解をいただいたところから契約を締結させていただいております。

次に、法隆寺地区の町営法隆寺観光自動車駐車場から法隆寺東交差点までの間の歩道設置につきましては、用地取得に向けての用地測量調査や建物等の補償物件調査が進められてまいりまして、現在、用地交渉が進められているという状況でございます。

町営法隆寺観光自動車駐車場東側の飲食店店舗につきましては、年度内において契約ができるよう現在進められているという状況となっております。

以上でございます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑等があればお受けをいたします。ございませんでしょうか。

(な し)

委員長

以上、各課報告事項については終わります。

ほかに理事者のほうから報告することがあればお受けをいたします。

川端建設課長。

建設課長

冒頭の町長の挨拶の中でありました県道天理斑鳩線の中宮寺交差点の改良工事でございますが、県事業として長年の間、関係地権者と用地交渉を重ねてまいりました。この件につきましても、2月の10日を最終に契約がまとまりました。今後、建物につきましては契約者により取り壊しを行うという形で確約をもらっておりまして、今後、取り壊しに向けて進んでいただくことになると思います。また、県においては、改良工事に向けて、現在、町とも調整を行っておられますので、早急に改良工事に入れるように、今後、町としても要望していきたいと思っております。

以上です。

委員長 今、報告がありました事項について、何か意見があればお受けをいたします。よろしいでしょうか。

(な し)

委員長 続いて、3. その他について、各委員より質疑、ご意見等があればお受けをいたします。ございませんでしょうか。 小野委員。

小野委員 最近っていうんですかね、特にちょっと目立つんですが、道路改良工事とかで業者の方のヘルメット着用が割と少ないようなことも見受けられるし、また、現場へ出向いている職員についても、ちょっとの打合せだけで走っているんだと思うんですがね、そういうのが見受けられるんですがね。やはり現場へ入っていくときには、どんな短時間でも職員の方はヘルメットを着用してもらいたいなど、そのように思うんですが、その点についてはどういう、ちゃんと指導しておられるんだと思うんですが、どうでしょうか。

委員長 藤川都市建設部長。

都市建設部長 今、ご指摘いただきました。我々、担当の職員につきましても現場へ行くときにはヘルメットをかぶっていくようにということで指導もしておりますし、注意を払っているところでございます。今ご指摘いただいていますように、現場のほうでそういったことが見受けられないというご指摘でございますので、今後さらに注意をしながらですね、そういったことがないように、指導、我々も再認識をしながら現場の監督にあたっていきたいと思っております。

小野委員 まあ部長、見受けられないと私は言っていないんですよ。多分短時間

の打合せというかそういうことで行かれたときに、ヘルメットをちょっと忘れておられるのがあるのと違うかなということを行っていますので。見受けていますので、きちっとね。打合せとか複数でされていると、その点誤解のないようにお願いします。

委員長 ほかにございませんでしょうか。 木田委員。

木田委員 富雄川に関する事なんですねんけども、郡山の、あれは外川よりもちょっと下流のほうかな、そこからアピタ行くあその橋のところからですね、国道25号線までの間の除草、そして浚渫がですね、きれいになされたということ、今、現認してますねんけどね。

 そしたら国道25号から下の部分で、秋葉川のところの合流地点まではですね、浚渫は今回、高安西とそれでまあうちの東側のところはされたんですねんけども、その除草ちゅうんですか、それがまだ残っているところもあるし、そして、郡山の区域の中では川の中に堆積物として大きな木なんかも生えとったやつも皆伐採されて撤去されたんですねんけども、栗原製作所はまああれ郡山市になるねんけども、その東側のところに堆積物とか、またその堆積の中に木が生えておるような部分残ってますねんけども、それらはなんでそれ処理されないのかなと。

 やっぱりそこに何か物が引っ掛かったりしたら結局、増水のときにそれらによって水流が変わってですね、それで溢水なんかする原因にもなるのではないのかなと思うねんけど。

 そこだけ残されているちゅうのは、どういう関係で残されているのか。行政区界の中でそういうふうになっているのかなと思うねんけど。うちの地域については浚渫はしていただいたということで、それはまあ結構なことやけども、その部分だけなんで残っているのかなちゅうふうに不思議に思うねんけど、その理由なんかわかりませんか、それ。

委員長 小城町長。

町 長

郡山土木に対しまして、とにかくこの富雄川そのもののやっぱり河川の浄化というか、そういうものをやっぱりすべきだと。そしたらまあ必ずおっしゃるのは、もう県が予算を削られて、草刈も3回ぐらいのを1回やと。そういうことが承知で言われておる。しかし、この災害等を見ていく中でやっぱり一番大事なのは、ああいう浚渫あるいはそういう木が生えているというのは、もう以前から橋を架けるときには、絶対橋はやっぱり河川を、ごみがたまって、橋を架けた場合ということでおっしゃっているやないかという話をしたら、そしたら郡山の外川からやってまいりますということでやっていただきました。

今、木田委員のご指摘のように、その栗原製作所のその部分については、また今後、郡山土木に申しあげてですね、できる限りやっぱり富雄川の関係、安堵まできれいにやっぱりしていくことが、これやっぱり今、斑鳩、法隆寺国際高校の前にしても、結局入学式や卒業式にあそこに車を置かす。そういう現状であそこがやっぱり硬くなっていくということも考えたら、どうしても川幅が狭くなってくる。そういうことも十分現地をやっぱり見ていただきたいということで、私はやっぱりこの高安西あるいはそういう地域、高安方面がですね、溢水が起こってから自治会としても大分動かれて、郡山土木としても関心を持っていただいていますから、やっぱりできるだけそういう点については、富雄川の河川浄化というのか、それはもう一番大事なことです。今おっしゃっていただいたことについては、我々としてもまた土木に対して協力をしていただくようにできるだけ申し入れたいと思っております。

委員長

ほかにございませんでしょうか。

(な し)

委員長

そうしたら、ないようですので、その他についてはこれをもって終わります。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめにつきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長 ありがとうございます。
それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けいたします。
小城町長。

町 長 (町長挨拶)

委員長 これをもって、建設水道常任委員会を閉会といたします。
ご苦労さまでございました。

(午前9時59分 閉会)